

事務局

ただいまより、平成27年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

はじめに、県側を代表しまして建設部の柴田次長からご挨拶を申し上げます。

柴田（建設部次長）

委員の皆様方におかれましては、このようなお忙しい折に参加いただきまして大変ありがとうございます。

この公共事業評価委員会につきましては、平成10年度に県が設置いたしました。

その目的につきましては、公共事業の円滑化や進め方につきまして、県が評価する方法が妥当であるのかということ、専門家の皆様方からアドバイスやご意見をいただきながら、それを事業に反映していきたい、という趣旨のものでございます。

今回はお手元の資料にございますように、農林水産部が9件、建設部が4件になっております。

公共事業につきましては、昨日、日沿道の象潟一金浦間が開通いたしまして、秋田県内の高速道路も段々と繋がってきたな、というのが実感出来ている状況でございます。また、一昨年度は、同じく大館一小坂間の開通もありまして、早速、地域の方では大きな効果をもたらしているところでもあります。これからも是非、そういった高速道路をはじめとする公共事業を円滑に進めていければと思っているところであります。

しかしながら、最近では大雨やそれによって堤防が崩壊するとか、土砂崩れがあるとか、あるいは火山の噴火ですとか、防災面での公共投資というのも非常に重要な要素であります。

この評価委員会におきましては、そういった緊急性が求められる災害復旧事業等については、評価するまでもなく早いうちに対処しなければならないということで、本委員会のテーマにはしておらないわけですけれども、それ以外の道路整備やほ場整備等において、事業費が1億円以上になるような事業の実施についての評価を、皆様方からいただきたいと考えております。

そういったことで、忌憚のないご意見、アドバイスをいただければ幸いと考えておりますので、本日はひとつよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、ここで昨年に引き続きまして委員長を務めていただきます松渕委員長からご挨拶をお願いいたします。

## 松淵委員長

改めまして、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、近年は、今お話ありましたとおり、全国各地で豪雨による洪水被害や土砂災害、豪雪、火山噴火等、様々な自然災害が発生しておりまして、多くの方が犠牲になっております。

本県でも一昨年の仙北市供養佛地区における大規模な土砂災害、5年連続の豪雪被害、今年7月になりますけれども、大仙市内の斉内川の堤防決壊などが発生したことは記憶に新しいところがあります。

こうした災害から人命や財産を守るためには、公共事業によるハード整備やソフト対策など、防災・減災対策の推進が重要であると考えます。

また、公共事業は、これまで景気対策も含めフロー効果に焦点が当たる傾向にありましたけれども、今後は企業立地や雇用拡大など、「経済効果とストック効果」こちらの方を再認識し、効果的なインフラ整備を行うことが求められています。

農林水産関係では、ご承知のとおり、T P Pの協定が大筋合意に至ったことで、米や牛肉、豚肉などの分野において、本県農業への影響が大変懸念されています。

一方、T P Pにかかわらず農業については、集約化・大規模化によるコスト削減、競争力強化、この必要性が叫ばれています。本日議題になるほ場整備は、それに不可欠なものということになるだろうなということです。

本委員会は、秋田県の公共事業につきまして様々な観点から議論することとしておりまして、本日は農林水産部と建設部が所管する13件の案件につきましてご意見をいただくことになっております。

県は公共事業を展開する上で、ここでの意見を大変参考にしながら、事業を進めているということでもあります。こうした機会は、非常に貴重なものですので、秋田県の今後の発展に密接に関係するものと考えており、皆様から忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、本日の終了時間は15時30分を予定しておりますけれども、審議の進み方によりましては多少長くなる可能性もありますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

## 事務局

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は議長であります委員長にお願ひいたしたいと思ひます。

## 松渕委員長

それでは、ただいまから平成27年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

開催の初めに、委員総数10名中、本日は8名出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数、これを満たしていることをご報告いたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

はじめに、審議の前に事務局から公共事業新規箇所選定会議の結果等についてご報告していただきたいと思っております。

なお、今年最初の委員会ということですので、確認の意味で本委員会の位置づけについても簡潔に説明をお願いしたいと思います。

## 事務局

はじめに、お手元に配らせていただきました「公共事業評価専門委員会位置づけについて」というA4縦のペーパーをご覧ください。

ペーパー上段にありますとおり、県が行う公共事業評価の客観的かつ円滑な実施及び評価結果の事業への反映等を目的とし、県が事前に行った評価結果につきまして調査、審議をしていただくものになります。

今回の新規箇所評価ですが、県の条例に基づきまして、総事業費が1億円以上の公共事業の新規の箇所について、事業の必要性や緊急性、有効性等の観点から評価を行っていただくものです。

県の評価のプロセスにつきましては、各事業の担当課長が一次評価を行った後、ヒアリング等を経て、評価制度を所管しております総合政策課長、それから予算を所管しております財政課長が二次評価及び意見を付したうえで、知事、副知事等で構成する新規事業箇所選定会議において最終評価を決定しております。

8月31日に開催した選定会議において、県内部の最終評価はいずれも事業の実施が妥当という結果になっております。

本日は、専門的な立場、それから県民の皆様の視点など、それぞれの立場の方々から幅広い意見をいただき、その結果について今後の県の対応方針に反映させてまいりたいと考えております。

以上になります。

## 松渕委員長

ありがとうございました。

それでは、諮問のありました13件の事業につきまして、調査、審議を行います。

あらかじめ各委員に資料送付しておりますので、時間の都合上、県からの説明箇所は、農林水産部が9件のうち2件、それから建設部が4件のうち2件、合計13件のうち4件、これを抽出しましての説明とさせていただきたいと思っております。

抽出に当たっての概要等について事務局の方から説明をお願いします。

#### 事務局

続きまして、今回の説明箇所の抽出について若干補足を申し上げます。

抽出に当たりましては、委員会の時間的制約等勘案し、諮問箇所のうち特に必要性が高いと判断した箇所について事業説明を行い、その後、説明箇所以外も含めた全諮問箇所について質疑及び応答を行っていただきます。

抽出における基本的な考え方としましては、同一事業に偏ることのないようバランスに配慮し、総事業費の高い事業箇所、あるいは特徴的な要素が大きい箇所など、委員の皆様の説明を要すると判断した箇所について抽出することとしております。

なお、県の対応方針が「改善して選定」、または「保留」、そして諮問されている場合は、優先的にその箇所を抽出することとしておりますが、今回はこのような箇所に該当するものがございませんので、あらかじめご報告申し上げます。

なお、各課より、これから事業概要を説明する前に、抽出理由についても併せて説明させていただきます。以上です。

#### 松淵委員長

ありがとうございます。

ただいま説明にありましたとおり、委員からの質疑、意見交換は、抽出箇所4件に限定せず、13件全てが対象になります。

それでは最初に、農林水産部所管の9件について審議を行います。

農山村振興課の方より説明をお願いします。

#### 佐藤（農山村振興課長）

農山村振興課長の佐藤でございます。どうかよろしくお願いたします。

私からは、農山村振興課が所管いたします農地集積加速化基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業でございますけれども、この新規箇所評価9地区についてご説明いたします。

なお、はじめに、本日お手元にA3のカラー版の「秋田県のほ場整備事業について」と題しま

した資料を配付させていただいております。表の方には事業の内容ですとか、事業費と整備面積の推移、そして管内別の整備状況等について、裏の方には今後のほ場整備の動き等を記載しております。時間の関係上、裏面の方について説明しますのでよろしくお願ひします。

要整備面積ということで、今後、秋田県でどのくらい整備をしていかななくてはいけないかということですが、本県の要整備面積は10万5,000haで、現在8万6,000haが整備されており、残り約2万haの整備が必要とされております。特に、ここ最近では、地区の担い手となっている団塊世代等の営農リタイヤによる危機感や、先ほどTPPのお話もありましたが、米偏重からの脱却を目指していくということで、ほ場整備に対する期待が非常に増している状況にあります。

この右側の7のほ場整備事業の年度別採択希望地区数等々を表にしてありますが、今後5カ年について、右の表のとおり、全県下51地区5,900haの要望量ということで、しばらくは、かなり大きな面積で進めていくということでございます。県としましては、この熱い機運に応えるよう、ここ数年がまさに正念場と考えておまして、予算の確保はもちろんですけれども、計画的・加速的に進めていかなければいけないと考えているところでございます。

それでは、ほ場整備事業の新規箇所評価9地区について説明させていただきます。

開きますと、その9地区の位置図が全県の地図の中に記しておりますが、今回ご審議いただく9地区については、5管内からの要望でございます。計画を進めるに当たりまして、いずれも2年ないし3年の調査をかけて、地域農家と市町村、県とが一緒になって話し合いを重ね、今後の地区の将来展望について十分議論しており、まさに熟度の高い地区ばかりを今回お願ひするものでございます。

それでは、時間の関係上、今回9地区の中から区画整理面積として一番大きい能代市の東雲原地区と、地形的制約がある中で今後の中山間地域農業のモデルとなります仙北市の生保内南地区の2地区を代表して説明させていただきます。

はじめに、インデックスの農一新04の東雲原地区をお開きください。開きますとA3のカラー版のPR版を開いていただき、この内容について説明させていただきます。

この地区ですが、能代北部の米代川右岸に位置する高台にある一団地で、面積は152ha、関係者農家は96戸となっております。これまでこの地域におきましては、昭和30年代に開田事業で10a区画に整備され、用排水路は兼用の土水路で、法崩れや漏水が著しく、また、地区の用水源である米代川から取水しているポンプは非常に老朽化が顕著で、特に運転期間、ここ最近では終日施設内に泊り込んで管理するなど、緊急な対応が必要となっている状況にあります。

今回、ほ場整備の実施により、ハード面においては、土量移動を最低限に抑えようということ

で、既設道路を中心とした区画配置で、長辺150×短辺68mの大区画とする一方、将来の営農展望を考え、できる限り均平可能なほ場を検討しております。さらに地下灌漑を兼ね備えた暗渠排水やポンプの更新を予定しており、工事費は約36億円ということになってございます。

ソフト面につきましては、既設の2つの法人と新設の1法人、さらに米プラスネギを中心に組み立てております、個人の担い手へ96%の農地を集積・集約化するという計画です。

戦略作物ですけれども、高収益農業を目指していこうということで、能代と言えばネギと言われる盛んなところですが、現在、県の方では大規模な園芸産地を「園芸メガ団地」と称して、全県7カ所で重点事業として進めており、能代市では轟地区があります。この地区に負けないという意識が東雲原地区において非常に高まっており、現在2.7haでネギを植えているところですが、今回、ほ場整備によって汎用農地ができるということで、12.5haまで栽培面積を増やす計画になっております。

また、この地域は、白神ブランドということで、そのブランド名を最大限活用していこうということで、キャベツの2回採りや、これまで地域特産であったミョウガの復活、さらには、このほ場整備によって余剰労働力が生まれるということで、加工品まで視野に入れて、新たにスナックエンドウを地区に取り入れるというような営農構想を描いております。

このように、関係者一体となり、戦略作物の推進について、知事も日頃から米からの転換という話をしていますけれども、そういう方向性に沿った形で進めていこうということで、現時点で米からの脱却は20ha程度、生産額についても1億2,000万円ほどの増加を目指すということで、まさに本県農業を先導する地区として期待しております。

この他、地区の中に能代西高校と能代養護学校があり、地域での連携を大事にしております。能代西高校とは、若い感覚を商品開発に生かしていこうということで、加工から販売までの6次産業化に取り組み、既にドレッシングや化粧品、石鹸を開発しております。また、能代養護学校については、体験学習を通じて技術指導を図り、生徒の自立にも大きく貢献していこうという取組を考えております。

以上が東雲原地区のハード、ソフトの計画概要です。こうした内容を踏まえて、次のページのインデックスの農一新04のカラーページの次にあります公共箇所評価調書、そのもう一枚めくっていただくと04-2ということで、一次評価等について記載されております。この評価は、必要性・緊急性・有効性・効率性・熟度の5つの観点で構成しており、合計点が100点となっております。個々の詳細評価基準については、次のページの04-3ページにございます。本地区の5つの観点の評価では、すべてに万遍なく高い評価を示しており、特に3番目の有効性の観点におきましては、既存の整備や地形勾配に応じた区画割りなどの配置の工夫により、低コスト

化を図りながら事業費の低減に努めており、費用便益につきましても1.42と高い数値を示すなど、高い評価となっております。

以上のことから、判定欄に記載しております総合評点は91点となっており、判定ランクとして優先度がかなり高い「I」となっております。

東雲原地区につきましては、以上です。

次に、仙北市の生保内南地区をお願いします。

農一新-07をお開きください。こちらもA3版のカラー版で説明させていただきます。

この地区ですが、JR田沢湖線から南に約1kmに位置し、地区北側を生保内川、西側を玉川が流れる傾斜地の水田が拓けた中山間地域で、受益面積が111ha、関係農家が157戸となっております。

この地区ですが、昭和35年の田沢湖大水害に大きな被害を受け、ほ場はその時に原型復旧を行っているものの大半が未整備で、暗渠排水もないということで、野菜等の園芸作物の対応が非常に困難となっております。さらに、地域の高齢化が進んでいるということで、最近はこちらで不作付地が見え始めており、耕作放棄地が発生する懸念や、将来展望の不安というものが始まっており、こうした危機感から事業機運が高まっているということです。

ハード面の特徴としては、中山間地域ということで勾配が非常に急で、事業実施においては、1ha区画を目指すことが基本ですが、工事費がかからないように、基本形を50a区画にしております。そのうえで、栽培面積とか栽培種類に配慮した区画配置を考え、低コスト化農業の実現を目指すということであります。

さらに、営農を進めていく上で、生産機械やハウス施設、加工施設等が必要となってくるわけですが、当課で昨年度、「元気な中山間農業応援事業」というハードからソフトまで一体的に取り組んでいける中山間地域対策の事業を創設しており、この事業を活用して一体的に進めていこうとしており、こうした姿勢は、私たち中山間地域対策を進めている課として、非常にモデルとなり得るものとして高く評価しているところです。

ソフト面では、集積・集約率も約9割と非常に高くなっており、特にいろいろな経歴を持った若い人たちが中心となって進めていることが本地区の強みであると考えております。標高が200mを超えている冷涼な気候を生かし、リンドウやトマトなどの技術取得を図るため、現在、各先進地に出向いて研修を行っており、まさにこうした努力は若い者でなければできないというようなことで、私たちも非常に地域農業の今後の進展等に期待が持てると感じております。

あともう一つ、この地区では、古くからソバを作付けしているということで、そばの郷仙北市の供給拠点として位置付ける計画としており、特に赤ソバを活用ということで、「タカネルビ

一」というツバが、非常に収量が少なく採算性が厳しいわけですが、9月中旬から今くらいの時期に赤い花を咲かせて、景観の面から新しい観光名所として期待しているところです。仙北市は非常にグリーン・ツーリズムが盛んで、人が大勢訪れるわけですが、こういった点についても配慮していこうとしております。

そのほか、加工、直売を兼ねて国道46号線沿いの国交省の仙岩情報ステーションの手前に、直売所を兼ねた農家レストランも検討しており、地元の仙北市も大きな期待を寄せております。

以上が、仙北市の生保内南地区の概要です。先ほどと同様、評価点につきましては、5つの観点について、どれも高い評価になっており、費用便益につきましても、今回の9つの希望地区の最高の1.90となっております。以上のことから、総合評価点につきましては89点ということで、判定ランクは優先度がかなり高いの「I」となっております。

生保内南につきましては以上であります。このほかの地区についても、例えば小菊やキャベツなどの新規作物の導入を契機に、福祉との連携により新たな地域づくりに挑戦する、にかほ市の畑地区ですとか、地域内での複数の農業法人と連携を図り、耕畜連携の循環型農業を目指す横手市の栄東部地区など、地域が一体となって非常に意気込みが感じられる地区ばかりということで、今回この9地区すべて、評価点もすべて判定「I」ということになっております。

以上、農山村振興課所管の新規事業についてご説明申し上げましたが、よろしくどうかご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 松渕委員長

ありがとうございました。

ただいま農林水産部所管9件のうち2件についての説明がありましたが、この2箇所限定せず、9件の諮問箇所に対しまして何かご質問等ございませんでしょうか。

では先に私から、ほ場事業の整備事業、A3の資料をいただいておりますが、目標というのがどこかに出てきましたでしょうか、整備率について。

#### 佐藤（農山村振興課長）

今後の要整備面積ということで、水田面積については13万haのうち、要整備については10万5,000haということですが、この10万5,000haを目指すこととしており、まだ、2万haほどあります。現在、年間500haの整備を目標に推進しているわけですが、いくらかでもこの要整備面積に近くなるよう、頑張っていこうと考えております。

#### 松渕委員長

単純に割れば、すごい年数になりますよね。

#### 佐藤（農山村振興課長）

計算上40年という長い期間となっております。

#### 松渕委員長

前も申し上げましたけどもね。だんだん集約化が厳しくなるというのも、そういう事情はあるのでしょうけれども、あと、お金との兼ね合い等もあるでしょうし。ただ、この水田の整備率でいくと、東北6県の中では進んでいると、そういう理解でよろしいですよ。

#### 佐藤（農山村振興課長）

ガット・ウルグアイ・ラウンド以降、これまで20年間で3,000億円、2万1,000ha整備しております。ガットが始まる前までは東北の中位の整備率であったわけですが、集中的に整備した結果、東北の中で有数の整備率となっております。

#### 松渕委員長

ありがとうございます。

大変分かりやすい説明でした。何かご質問等ありますでしょうか。

#### 井良沢委員

農業のこと専門外なのですが、3点ほどお聞きします。

1点目が全体に共通していますが、後継者というか、緊急性についてですが、65歳以上の耕作者が高い地区だと82%ぐらいあって、ご説明あった2地区は割と活気がある地区なのか、48%だったり50%ということで、若い人で参加されている方が多いなというふうに思いました。逆に80%以上のところだと、今後の後継者の見通しというか、それについてどういうふうに考えればいいのかというのが一点です。

それから「元気な中山間農業応援事業」ですが、これは県単位の事業ですか。どのような事業のメニューで、その採択基準はどのような内容ですか、というのが2点目で、3点目が、仙北地区ではかなり若い人が参加されているということで、それは例えばIターンとかUターンとか、そういう方が多いのでしょうか。その3点です。

## 松淵委員長

3点のご質問ですけれども。

佐藤（農山村振興課長）

はじめに、高齢化については、各地区によって高いところでは、81%、低いところでは40%ちょっとということで、様々な状況となっています。ご存知のとおり、秋田県は非常に高齢化が進展しているということで、農業を進めていく上でも、これが大きな課題になっており、この事業を進めるにあたって、まず地元との説明会では、今後どのようにこの地区を担っていくのかについて、スタート時点からお話しております。

その際の話し合いで出てくるのは、自分の息子たちというか後継者は、なかなかいないということで、地元の人たちは、例えば後継者でなくとも、地域で農業をやりたい若者などが入り込めるような体制を整備していかななくてはダメだということで、法人化を念頭に進めようとしております。その上で儲けて、ほかの産業並みに自立できるには450万円、これは秋田県が目指す所得目標ですが、それが確保できる新たな作物を導入する営農形態を考え、後継者を育成・確保できる地区となるよう、取り組んでいくこととしております。

2つ目の「元気な中山間農業応援事業」ですが、これは一昨年、農政改革で中山間事業が一番打撃を受けるだろうということもあり、中山間対策ということで創設したもので、中山間地域は地域条件が不利で、米だけに特化していたのでは、もう衰退していくだろうということで、小さくても一定の所得が得られるよう農業生産活動が今後とも維持できることを目的に事業化したものです。

具体的には米からの脱却を目指し、水田の畑地化を進めようということで、国の補助事業を活用し、国が55%、市町村が10%、残り35%については、初期投資の面や緊急性もあることから、地元負担分を加え県で35%を出し、農家負担無しとしたものです。

さらに、営農に関しても、県では夢プラン事業ということで10分の3という補助であったものを、中山間ということで、先ほど同様、初期投資について非常に難儀するだろうということで、いろいろ異論もありましたが、半分まで助成しようということで進めることとしております。

昨年、10地区においてプランづくりスタートし、現在はハード事業を進めております。今年度20地区のプランをつくり、来年度、さらに10地区をつくる予定で、合計40地区をモデル的な形で目指していこうと考えているところでございます。

3つ目ですが、仙北市については、今、農業白書の中でも田園回帰とかいろいろ言われていましてけれども、この地域はグリーン・ツーリズムをはじめ非常に魅力のある地域だということもあ

り、一度東京等々に行った方々が戻って来ながら、いろいろアイデアを持った人たちが中心となり事業を進めているということではありますが、例えば、山田養蜂所に勤務して、ここの自然がいなということに戻ってきた方ですとか、元普及員でここに戻って来て新たにチャレンジする方々など、お話をしても活力が感じられ、他地区の参考となりうる地区として私たちも大変期待しているところです。以上です。

#### 松渕委員長

よろしいでしょうか。

#### 山本委員

法人化に関する事で教えていただきたいことがございます。

私は横手の農村地域に住んでおりまして、家の周りほとんど田んぼだらけです。例年ですと9月末頃までに刈り入れ作業が終わっているのですが、今年はまだ10月も中旬が過ぎたのに、まだ刈り入れられていない田んぼがたくさん残ってしまっていて、農家さんになぜとお聞きしたら、法人化になったため遅れているのだとお話していました。

法人化になったために収穫期が遅れて、何か影響がないのかなと。例えば、お米の品質などに関して、そういう影響はないのか教えていただきたいと思います。

#### 佐藤（農山村振興課長）

法人化ということで、先ほど後継者を含めてメリットの話もしましたし、やっぱり法人化といったときに、一つの会社だということもあって、いかに収益を上げていくかということで、そのオペなる方々についても、多くの人数ではなくて、機械についても多くの機械を準備するのではなくて、やっぱり限られた機械の中でオペを作動させていくということが必要であると思います。

1人当たりの法人経営・規模も、これまで実施前は5町歩そこそこだったものが、実施後には40町歩弱くらいというような形で、非常に大きくなったということも事実です。

他の人も決して遊んでいるわけではなく、余剰労働力を活用し、新たに戦略作物の導入に取りかかっているわけで、役割分担をきちっとしていると思います。おそらく、まだ法人ができて、そんなに経ってないと思うので、効率良く機能するまで時間がかかるのかなということで、こうしたご指摘になったのかと思っております。県の方でも営農に関しての指導を含めてしておりますので、今後、効率良く進むのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 松渕委員長

今、品質に影響がないのかという質問もありましたけれども。

#### 倉部（農林水産部次長）

倉部と申します。

具体的な場所がわからないので、幾つかの理由が考えられると思います。

一つは、今、佐藤課長が言ったような、法人化が進みながら、まだ慣れていないということは、適期が外れている可能性があるので、品質にも問題が生ずる可能性があります。

今、秋田県では、こういう法人化に伴って、どうしても作業能力が限られている中で、有効に人と機械を回していくといことで、例えば、出来ればあきたこまちだけではなくて、多様な品種に少し移していこうと。今、あきたこまちを8割ぐらい作っていますので、それを今、7割とか6割に下げていって、その収穫期がずれるようにしていくべきだということで、いろいろな新しい品種が取り組まれています。そういう段階にあるというのが一つです。

それでも、まだ分散が進んでいない中で、県南はそうでもないのですが、飼料用米という選択もありまして、これは転作作物としてカウントされますので、飼料用米は専用種の場合は若干収穫期がずれていて、まだ収穫が終わっていないものもあるかと思います。ただ、これはどちらかといえば積極的な話でありまして、横手の周辺だとすれば飼料米の面積は全県規模でいくと、あまり多い方ではないという事実、また、あきたこまちのパーセンテージが高いという事実を考えますと、今、佐藤課長が言ったとおり、もしかすれば機械と人と、その面積の規模の遷移が、うまくまだ回っていない可能性もあるかと思います。そうしますと、ご心配のとおり若干品質に問題が出てくる可能性は、ないとも言えないと。そのあたりを解決していくのが、やっぱり法人、またはそれを指導するJAさん含めて、県も含めて、課題だろうなと思っています。

#### 松渕委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

#### 阿部委員

阿部です。

先ほど井良沢委員から出た質問と重複してしまうのですが、農山村の事業に関しては、やはり秋田県の事情がそうなので、どうしても高齢化していますから、この評価基準の中に受益者の高齢化状況というのがあって一つの基準になっていますよね。

ところが、全てのケースで、やはり45%以上が65歳以上であれば評価点は5、そういうふうに、全てがその中に入ってしまうということが、素朴な疑問なのですけれども、基準があっても、ないと同じというか、そこら辺は何か、国等の指導で、全ての事業に関して農山部の場合は、そういう基準を設けるということなのでしょうか。

石川（農山村振興課）

農山村振興課の石川と言います。

まず、評価表の中で高齢化ということで、65歳以上、35%未満が1点などがありますけれども、これは全体の平均が35%と、それを一つ目安にしてやっております。要は高齢の方が多くいけば緊急性は高いということになっていきますけれども、これもいろいろ考え方あるかと思いますが、やはり秋田県の農業を今後どうしていくかという、やはり一番高齢化の多いところを、いかに耕作放棄地を出さないで営農していくか、について配点しております。

このため、緊急性という面から高いのかなと思っております。

#### 阿部委員

もし緊急性が高いのであれば、例えば平均年齢が、極端な話70歳ぐらいになってしまって、事業が完成した暁には75、6歳ぐらいになってしまっている。片や後継者のことは何も考えていないのであれば、もう何も続いていかないわけですから、一番肝心な問題を忘れているという形になってしまうと思うのですが。これは素朴な疑問で、私は専門家じゃないので、どこら辺、どれくらいのウエイトをその後継者づくりに置いてらっしゃるのか、そういう事業、やはりいろいろ下調べをして確認をして、未来に向けてどのくらいのウエイトで、完成した暁にはこういうふう動き出すであろうという構想ですか、そういうものが考えられているかどうか教えて下さい。

石川（農山村振興課）

当然、計画を立てる段階で、現在主になっている方とあわせて、その方に後継者がいるかどうかということについて、現時点、いわゆる計画段階において確認してございます。例えば、先ほどご紹介した生保内南の中宿ファームというところが、これはオペレーターが4人ですけれども、その4人とも後継者がいるということを調査しております。いずれも、今回9地区の関係法人の、いわゆる後継者の有無については、全て調査しており、心配ないと考えております。

#### 阿部委員

どうもありがとうございました。いろいろ疑問なところもありますけれども、実際そういうふうに全て100%上手くいくのかなという部分と、例えばAプランがダメな場合は、Bプランを考えておくとか、そういう考え方が出来ておられるのか、という部分が個人的には思いました。

#### 佐藤（農山村振興課長）

補足しますけれども、今回、有効性のところに法人の面積集積ということで、先ほど法人の特徴といいますか、メリットの話をしていただいたわけですが、こういったところについても、そういう意味で後継者というところが、今後、法人としての受け皿になるということで、このポイントも一つ拾った点を評価として挙げさせていただいたわけです。

#### 松淵委員長

後継者という言葉が、基準として出てくると分かりやすいと思います。農家の平均年齢が今65歳で、米だけに限定すると69歳になるということで、どの事業も受益者の高齢化状況が評価5点になってしまうので、そこら辺の見直しが必要になってくるのではないのでしょうか。

#### 佐藤（農山村振興課長）

この評価基準というのは、コンクリートではなくて、時代の動きや制度の動きとともに、いろいろ必要のある部分については改良を加えてございます。そういう意見で、委員の方からこういう御提言をいただきましたので、改めて、後継者も含めて、来年以降どうしていくかということを検討させていただきたいと思います。

#### 松淵委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

#### 永吉委員

私からも、効用・効果のところでお聞きします。

まず、9地区全体を①から⑧の評価項目で評価されているということですが、数年おきに追加修正されているので、今どういうふうになっているのかなど。全部でどのぐらいあるのかというところをお聞きしたいと思います。

なぜお聞きしたいかという、佐藤課長の方から4番のところ、高校生との交流というお話

が出ていました。また、7番のところでは、タカネルビーのお話の中で、観光客との交流みたいなお話があったと思いますが、この辺は、今回この効果の中にどのように算定されているかというところがわからなかったものですから、ご説明をお願いしたいと思います。

佐藤（農山村振興課長）

この効果については、委員がお話されたとおり、様々な効果を県独自でいろいろ加えて、そして評価していくというのも一つの手法であると考えていいと思います。

ただ、どうしてもこのほ場整備事業というのが補助事業であり、国の方針に従った形で全国同じような基準で効果を見るということが現実的であり、今日お示ししております効果は、必要最低限に算定しているということだと思います。

昨年度から、また新たに国の方でもいろいろと、永吉委員がおっしゃられたとおり、新たな効果というものを検討しなくてはいけないだろうという中で、平成28年度の新規地区から国産の農産物安定供給効果というものが新たに加えられておまして、これについては、事業を行うことによって国産農産物の安定供給に対して、国民が感じる安心感といいますか、そういった効果を新たに付け加えております。地域の特徴ある効果については、正しい評価をして算出し、その効果の数字がどんどん上がることによって、非常にこの事業でやって良かったなというところもPRできると思いますので、私たちとしても、国の方にこういう効果は見られないのかという農業外効果を含めて、いろいろ提言、提案していきたいなと思っているところでございます。

永吉委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、せっかく提言されるということで、追加で、例えば8番などであれば、ダムとため池の整備も入っています。それから6、7番では、頭首工の改修、それから9番では排水路の改修と入っています。最近、インフラツアーみたいなものが流行ってきているという印象を受けますので、こういうものも整備すると、都市との交流の効果等が出てくるのかなと思います。

もし提言等されるときは、そういうことも入れていただければいいのかなと思います。

佐藤（農山村振興課長）

いろいろ私たちの方も勉強しまして、うまく提言できるようにしたいと思いますので、ご指導等よろしく申し上げます。

## 松淵委員長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

齊藤委員、どうぞ。

## 齊藤委員

私の方からは2点についてお聞きしたいことがありまして、どの事業もすごく積極的で関心したのですが、そもそも、確かお題目のところ、政策名のところに「国内外に打ってでる攻めの農林水産戦略」というように書いてあったのですが、その販路拡大というところが、どの事業も比較的地元の道の駅とかそういったものを主に、加工品を作って販売するとか、そういったところが多くみられました。

例えば、05のにかほ市の内容ですと、JAを通じて吉野家さんと契約して安定収入として書いてあったのですが、やっぱり規模拡大して戦略的に打ってでるということであれば、大きな企業と提携して、積極的に外に出て打っていくという政策が必要だと思います。

その辺がちょっと、他の事業を見ても、この吉野家さん以外ではあまり見当たらなかった。

道の駅だけで大丈夫なのかなと心配してしまうような、やっぱり秋田県はどうしても人口減少が激しいので、秋田県の中だけで消費してもらうことだけを考えると不安があります。

また、私たち観光業もそうなのですが、やっぱり外国のお客様を受け入れるという今、インバウンドという政策が必要になってきている時代で、海外に打って出る、その販売戦略がもう少し必要なのではないのでしょうか。

個人でやってらっしゃる方や営農団体であっても、そういったところの販売戦略というのはなかなか難しい問題なので、厳しいとは思いますが、国としてももちろん、県としてももう少し販売戦略のところで、地元でちまちま売るのではなくて、もう少し大きく打ってでるような政策というか、ここに載せられるようなものを、助言なりバックアップしていただきたいなと思っております。もし、そういう例がありましたら教えていただきたいなというのが一つです。

それから、営農ですね、皆さん営農構想というところで、いろいろ法人とか個人とかというので集まってやっていらっしゃるのですが、少ない法人、2法人ぐらいであれば比較的意思の疎通はとりやすいのだろうと思うのですが、ここに多くの方、例えば個人が11人などありますと、今はまとまっているけれども、これから先も大丈夫なのかなとかというような不安もあつたりします。そういった意思の疎通というか、はじめの営農構想が、その後、まとまってやるような方向性になっているのかどうか、というところも教えていただけるとありがたいです。

以上です。

佐藤（農山村振興課長）

委員おっしゃるとおり、やはり収益を上げていくといった場合には、ちまちまではなくてやっぱり大きくやっていかなければいけないことなのかなと思ってございます。そういう意味で、同じ米を作るにしても、ストーリーといいますか、ブランドといいますか、そういうものがやはり必要であり、売り戦略として必要なのかなと思っています。そういう意味で、地域の特徴というのがどういうものがあるかということをごきちんとして把握し、勉強をしていくことが必要です。

そして、戦略作物についても、やはりほかに負けないような、そういうストーリーが描けるようなものと考えていかななくてはいけないのかなと思っています。そうでなければ、山本委員の前で言うのもなんですけれども、なかなか大きな企業との契約など、お付き合いは厳しいものと思っています。

また、それと合わせてロットも必要だと思います。地域ブランドとして売っていくには、ほ場整備をやっているところだけではなくて、そこが中心となりながら、地域単位で広くもっていきような取組もまた必要であると思います。つまり、品質の面、ブランドの面、さらに規模面ということも十分考えてやっていかななくてはいけないと思っています。

ちなみに、ほ場整備実施地区の大仙市の小種地区ではイオンさんの方と、米に関する契約をしており、また、去年審議いただいた男鹿市の五里合地区につきましては、チェーン店のラーメン屋さんとのネギの供給をスタートするという話も聞いています。

地元の方々の意識も非常に高まってきているということで、私たちも事業を推進する上で情報を提供したり、そして、あるときは一緒に先進地に行って勉強するなどの工夫もしているところです。今後、さらにいい例が紹介出来ますよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、先ほど個人の担い手についてですが、中には十分収益も取れるので、当面は一人一人が自分で今のところしっかりやっているの、自分は今法人に入らなくても十分収益も取れるというような方が結構いるんですね。そういう方々にあっても、常に情報を共有して、同じ方向目指すということとしております。

私たちもそういう面で、個人だから知らないではなくて、常に情報は一緒に共有していけるようフォローしていかななくてはと思っています。

松渕委員長

よろしいですか。

ついでにちょっと申し上げますと、雑穀米を一生懸命手がけて、自らマーケティングというか、

首都圏にセールスして収益を確保しているところありますよね。それなどは、一つのやり方ですね。飼料米にいつまで補助金出すかとか、不透明ですよ。だとすれば、例えば、生薬を美郷町や八峰町などの中山間地で生産している。寒いところほどいいというのもありますけれども、そこら辺の指導というのは必要でしょうし、それから、青森県で平成3年に台風19号で「落ちないりんご」ということで、残ったりんご、落ちなかったりんごを使って、それを機会に有限会社を立ち上げていますね。しかも「有限会社落ちないりんご」という名称なのです。ですから、そういうマーケティングというか、みんないろんな頭をひねらなきゃいけない時代なのですね。自らマーケティングするような、そういう指導もしていただければなというふうに思いますね。

あともう一つ、今、全国的にクラインガルデンという滞在型の市民農園というのが非常に人気あるのだそうです。全国に70箇所あって、順番待ちだそうです。60歳を過ぎた方たちが、すぐそばに小屋を建ててもらって、そこに寝泊まりして自分で農業体験をする、そういうのが流行だそうです。ですから、遊休地の活用なども、そういうクラインガルデン、小さな庭という意味なのですが、そういうものも参考に施策としてやっていただければいいと思います。

それから、いろいろな効果というのが出てますけれども、結局みな、この第2期ふるさと秋田元気創造プランに関連する事業であるということに組み込まれるでしょうから、ここの点数もうちょっと高くすればいいのでは、と思っていますけれども。

ちょっと余計なことまで話してしまいました。阿部さんどうぞ。

## 阿部委員

議長に言われてしまいましたけれども、私はもっと政策面のことで疑問に思っていることと、あとは自分なりの提言に関してお話ししたいと思います。やはり、高齢化が進んできて、非常に寂しい秋田県になって、元気がないということで元気にさせようという、スポーツの分野でもそうですし、私ども大学の第1期生の水野社長がノーザンハピネットをつくりましたように、そういう非常にオリジナルなアイデア、すごく大胆なアイデアというのは非常に必要だと思うんですね。

やはりこの美しい田園風景を見てもらうというだけでも、観光の対策になるとか、それとやっぱり、実際に経験してもらって体験型のツーリズムというか、アグリ・ツーリズムというのを、もっともって予算を入れて活発化させていただきたいなと思います。

私も自分で教えておりますけれども、教育は若い人をどういうふうに教育していくかということも非常に大切ですので、修学旅行を農村でもらって体験してもらおうとか、そういう何か、秋田県の独自のアイデアというものを打ち出して、それこそ攻め、攻めるんですよ。

積極的に攻める戦略というのを、皆さん知恵を絞って出していただきたいなと思います。

佐藤（農山村振興課長）

ありがとうございます。うちの課というのは、農山村振興課と、まさに名前のとおり、いろいろ農村の振興のためにということで、いろいろな事業、補助事業の計画だけではなくて農山村の振興にかなうようなもの、いろいろ進めているわけです。

ご紹介しますと、秋田応援オーナー促進事業ということで、それぞれ農業農村には、多面的機能ですとか多様な資源というのがあるということで、いかにそこに住んでいる人たちと、その地域を応援する人たち、そういう人材をどういう形でマッチングさせていこうかという取組も始めたところなんです。このオーナー事業は、平成26度の実績では15団体で実施されており、オーナー数は310人になり、そこに訪れた人も1,800人を超える結果になっております。

いろいろ話を聞きますと、そこに住んでいる人はなかなか自分たちの普段の活動に対して感動というものがないわけですが、そこに来た人たちに、あなたのところは水もきれいだし、こういう景観でこんなところに住んでいてすごいな、ということをお教えられはじめて、自分たちでその良さを知る、鏡効果というようなんですけれども、そういうふうな交流が里村を元気にしてくれるということだと思えます。

私たちが、交流ができるような仕掛けを考えなくちゃいけないと思っており、そうすることが、言ってみればそういう農山村を守るということにもなりますし、そこで生産されるそういうものについても理解が得られて、そしてそこでの交流がまた新たに始まるというようなことでもあると思っており、積極的に進めたいと考えております。

あと、子どもたちについても、私たちの職員でも親が農家だけれども農作業をしたことがない、農業がわからないといったような声があり、今年から農村地域の農家の子どもたちを対象に、その地域に泊まり、農作業を体験してもらうような取組もやりまして非常に好評でした。

是非とも、今後も続けてもらいたいというような声もあり、こうした試みもどんどん、挑戦していきたいなと思えます。

**松淵委員長**

よろしいでしょうか。

すいません、ちょっとさっきのクライנגルデンですけれども、最初20万円から100万円くらい、滞在型の小屋を造ってもらうお金を払うらしいです。あと、月5回とか一応ノルマを課すのだそうです、必ず来なさいと。作物あるよと。

来られないときは、一日1,000円とか払って代わりに作業をしてもらうことになっているけ

れども、実際のところは一年の3分の1、人によってはもう一年以上も泊り込んでいるのだそうです。それが定住・移住につながる、そういう効果もあるということで、北海道にもあるそうです。スキーができてまたよし、温泉があればなおよし、ゴルフ場があればなおよしと、秋田県も一杯あると思いますので、是非とも。

あと、セールスでいくと、やっぱり、うまいもの販売課とタイヤップというか、共同作業になるので、そこら辺よろしくお願ひしたいなと思います。

ほかにございませんでしょうか。

### 徳重委員

一つだけ、水田から畑作への促進と米からの脱却、というのが多分大きいテーマのキーワードだと思うのですが、どれぐらいの割合で脱却される予定ですか。

水田とその畑作の割合、これ、畑作と言ってもいろいろ種類があつて難しいと思いますけども、積み上げでその畑作にいく割合、今回の施策でも前回の施策でもそうだったと思うのですが、エンドウ豆をやったりいろんなものに転換して行って収入を上げていくというのは、すごくイメージがしやすいですけれども、どれぐらいの割合というか、ほ場整備をやって、そして水田と畑作の割合が、どれぐらいの割合になつたらうまくいくというようなイメージというか、ビジョンというのはあるのでしょうか。

### 佐藤（農山村振興課長）

今は転作率とはあまり言わないのですが、大体60が水田、40が転作という割合となっています。今回のビジョンを作った際には、そういう面積の形ではなくて、そこでの生産額、それが昔3,000億円くらいだったものが、1,800億円と非常に落ち込んでいるということで、パイをそのまま上げていこうということで、それで米からの脱却と言いながらも、そういうふうな米以外のものの生産性を上げていこうとするものです。

県のビジョンでは今、米が大体7割弱、6割くらいあると思うのですが、それが大体半分くらいの5割くらいにしてありますが、分母を上げることによって、その米の比率も下げるということを考えております。このためほ場整備では、作物をつくる基盤条件が可能となるよう汎用農地を創設し、できる限り付加価値のついた戦略作物の導入を目指し、面積としてもできる限り米からシフトできるよう、目標の数字は特に立ててないのですが、進めていこうとしています。

## 徳重委員

その中には相乗効果で、米の方の質とか収量も上げていくというのが、バランスとしてとられているという理解でよろしいでしょうか。というのは、米も好きですし、日本酒も大好きなので、だんだん米からの脱却と言われると、悲しいかなという気がちょっとしたものですから。

すいません、そういう理解でよろしいですか。

## 佐藤（農山村振興課長）

決して米から離れるということではなくて、当然基幹的な作物は米ですので、秋田県といえは米ということで、米の部分についてもきちっとやることはやっていくということでございます。

## 松淵委員長

昨日、スーパーで新しい米を売っていたのですが、一つは売り切れでしたね。もう一つも値段が結構高くなっていました。それでも売れていました。

秋田県の農業産出額の60%が米で、うち70%はあきたこまちなんです。だから、秋田県の農業のうちの42%が、あきたこまちで稼いでいるんですね。その一本足というのが恐いのです。日本全体で見ると21%です、米がね。ですから、バランスがちょっと欠いているというので、是正は必要だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

## 一色委員

一色です。

今、徳重委員からの言葉でちょっと思い出したのですが、水田から畑作ということで、これは、畑作じゃなきゃ駄目なんでしょうか。宮城県とかはマンゴーとか、転作を始めていまして、青森県はサクランボとか、あと北海道でも温暖化を考えた農作物にシフトしているということを知りまして、秋田県ではそのような、南の方のものの畑作、植付けというのは考えていますか。

## 佐藤（農山村振興課長）

今回は、ほ場整備事業だということもありまして、水田からそういう汎用農地をつくって、そして水田の畑地化へというような、そういう流れで今考えております。

ただ、先ほど言ったように収益を上げるというのは、当然野菜とかそういったものだけではなくて、畜産もそうですし、今おっしゃられたように果樹とかというものについても必要だと思います。

ます。それについては、それぞれの事業を使いながら伸ばしていくような、そういう工夫はしていかなくちゃいけないのかなと思ってございます。

#### 松淵委員長

よろしいでしょうか。

#### 倉部（農林水産部次長）

今日説明しているのは、どちらかというとハード中心の説明で、営農に関してそれほど詳しい専門家じゃないので、今の質問の趣旨はわかるのですが、明確なお答えができないところがあります。

ただ、お隣の山形県を含め、温暖化の影響で南の作物が上がってきたり、あるいは病虫害が上がってきたりとか、それに対する研究とかは秋田県でも進めておりまして、一部では、やっぱり秋田県が今後20年、30年後にどんな作物が適するののかという前提で、果樹、あるいはそのほかの野菜も含めて、温暖化に対応した新しい作物という研究もされていると聞いております。

よろしいでしょうか。

#### 一色委員

そうしますと、このほ場整備というものに関しては、そのものをつくるというところまで考えて整備をしているということで、よろしいですね。

#### 佐藤（農山村振興課長）

そうです。昔は、ただ区画を大きくして米中心のその整備ということだったので、今の事業については、やはり作物をどういうものをつくるから、そして、誰がつくるのかとか、そういったところまで踏み込んで、そして考えています。ですから、計画というか、今こういう形で地区を審査していただくまでには、3年ほど地区の中でいろいろ考えながら検討しているということで、この事業については先ほど言いましたとおり、米からの脱却、園芸作物をつくっていくというようなことで、そういう表土を厚くしたりですとか、そういうこともはじめから地元の方で要望があれば、それに対処したような整備の方もしているというようなことでございます。

#### 松淵委員長

よろしいでしょうか。

倉部（農林水産部次長）

まだまとめではないと思いますけれども、私聞いていて幾つかの質問、共通点があったと思われるので、ちょっと私が考えていることをお伝えしたいと思います。

まず一つ、ほ場整備事業、ハード事業ですけれども、これまで佐藤課長が説明したとおり、営農も考えに入れている事業でございます。ただ、その目標というのはハード整備が終わった2、3年後にある程度の完成形を目指しているわけで、大体ざっくり言うと7、8年後くらいにこんな形になっていけばいいなということで、あくまでも現状をベースとして、現状の人たちが法人化を図ったりとか、現状の作物体系からこうなっていくとか、あるいは現在のお米の値段とか野菜の値段がこういうものに移っていくとか、あるいは市場でこういうものが要望されているので、それをつくっていくとか、そういう現状をベースにした近い将来を目標にしています。

ただ、ご質問がたくさんありましたけれども、将来の日本の農業どうなるかということも、もちろん重要なことだと思います。特にTPPの影響なんかは、今後2、30年続いていくと思われるので、そういう視点でハード側で何かできるかといいますと、基本的にはどんな営農体系にもなるべく順応できるような区画の柔軟性、それから畑地にも、それか水田、米にもできるような汎用的な農地の基準、あるいは営農についても比較的、弾力的に、その規模を変えられるような体系、そういうものを今の時点で準備しておいて、将来変わっていくだろう農業に対して、できるだけその都度、その当時の農業者が考えて対応できるような区画、あるいは整備水準を今求めていくというところです。

2つ目、山本委員や阿部委員からありましたけれども高齢化の問題、これは非常に重要で、多分我々だけでは解決できない、今後どういう形で日本の農業の担い手が生まれてくるかについては、Iターンなのか、あるいは移民なのか、あるいは何なのか、この時点でははっきりしない部分が多いと思われます。ただ、秋田県の農業が、今、販売農家が6万くらいとか、毎年1万、5年ごとに1万くらいずつ減っている状況を見ますと、どんどんこの後も減っていくだろうと。年間に新規就農者が200人ちょっといても、その減っていくスピードに追いつかないわけですので、将来的には農業を中心にしてやっていける人は1万人くらいかもしれないと、もっと少なくてもいいという人もいますけれども、そういう形を前提にして、ほ場整備としてはなるべくコストを縮減して、かつさっき言ったようないろいろなものがつくれるような整備を進めていくという点があるかと思います。

それから3つ目、評価のことですけれども、従来、2、30年前、私もほ場整備やっていた時代は、評価の基準というのは変わらなかったんですね。一定の米の値段があって、このくらい大きくすれば、このくらいの効率が働いて、どのくらいの収入になりますというような、ある意味、

静的な分析で効果を積み上げていけばよかったわけですね。効果というのはB/Cですので、コストと効果額で出るわけですがけれども、今この時代は効果の内容も、効果の額も、はっきりこの時点でわからない、将来予測がなかなかしづらくなっています。

そういう意味で、先ほど佐藤課長が言ったような、時代が求めている効果を取り入れながら、それに柔軟に対応していくというのが一つと、あるいは事業をやることによって状況も変えていることは事実です。

秋田県のこの20年間のほ場整備で1ha以上の区画が一気に2万haになったということで、それによって労働時間が劇的に変わってきている。要するに、事業をやることによって前提条件も少しずつ変わっていくという意味で、我々が目指す農業がどういうものにあるかは、その都度その時点での効果額を考えながら進めていく必要があるだろうということで、今日ご提案いただいた高齢化についての指標なども、間違いなく今の評価の中ではっきり明示されていませんので、今後、話し合いをしながら、どういうふうに評価すべきかを考えていけたらなというふうに思います。そういう意味で、今日のご提言は非常に参考になったと思います。

#### 松渕委員長

一旦ここで、農林水産部さんの方は出揃ったと、また後でご意見あればお伺いするというところで、5分間休憩した後、建設部さんの所管の要件について審議を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩

再開

## 松淵委員長

それでは再開したいと思います。

それでは道路課、河川砂防課の順に説明をお願いします。

## 佐藤（道路課長）

道路課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、このA3版の評価概要一覧の後ろから2枚目、4ページをお開きいただければと思います。この評価概要書A3版の4ページでございます。

こちらの方に建設部道路課関係、今回3つの案件を記載してございます。概略的に説明しますと、一番上が国道101号、能代市竹生におけるバイパス化というもの、それから2つ目が国道285号、五城目町富津内というところで、これもまたバイパス化の事業というものでございます。3つ目が秋田八郎瀧線、秋田市山内で、これは現道拡幅というような計画でございます。

3つございますけど、今回詳しい説明は、真ん中の五城目町富津内で説明したいと思います。理由は、事業費がこの3つの中で一番大きいということで説明対象として選定してございます。

それでは、A4版の一連の資料の中で、建設部とインデックスのあるところを一旦お開きいただければと思います。こちらの方に今回、評価していただく位置図が記載されております。

今回、建設部関係でお諮りするの、この赤の吹き出しで4つございますが、道路課関係につきましては、比較的沿岸部に近いところにある3つの箇所でございます。そのうち詳しく説明する五城目町富津内は、上から2つ目の赤印であります。

それでは、インデックスの建一新2の部分をお開きいただければと思います。

公共事業新規箇所評価調書でございます。02ということで、1次改築バイパス化、対象路線が国道285号、箇所名が五城目町富津内ということでございます。その下の事業の概要でございますが、事業期間は来年度から10年ほどを予定しております。総事業費が34億円、事業の規模としましては、延長3.3kmということでございます。

それで、少し飛びますけれども、5ページをお開きください。位置図ということで今回説明する富津内工区を地図の上にお示ししております。下の図面、地図の方ではブルーで横断するように線が示されていますけれども、これが現在の国道285号の現道を示しております。左側が秋田市、右側が北秋田市に至るという方向になります。

そのうち右側の方に少し青っぽい点線でポツポツと現道から離れた下の方に点線が示してございますが、これは今、事業をしております中津又工区というものでございまして、ここは平成20年度からバイパス化の事業を進めており、来月11月6日に開通を予定してございます。

今回ご説明する富津内工区は、中津又工区に隣接する区間から秋田側へ約3.3kmを同じくバイパス化の工事を実施するというものでございます。

説明の順番が前後しましたけれども、国道285号という路線の位置づけでございますけれども、秋田市を起点にしまして北秋田市を經由して鹿角に至る幹線道路であり、ネットワーク的には秋田市と県北部を最短の距離で結ぶネットワークで、産業や観光等に貢献する幹線道路ということでございます。

次の6ページをお開きください。

若干細かい図面で見にくいのですが、これも左側が秋田市、五城目町の中心街、右側が北秋田、あるいは上小阿仁ということになっております。その上で赤い二本線の上に黄色とか緑色の区間で示されているうねった線が見えますが、これが現在の国道285号でございます。

左側の凡例にございますように、途中、集落の中を通過するという、このちょっと肌色っぽいところが集落を指しております。その中で赤い丸で現道上に落としておりますけれども、非常にカーブも多くて、そういったことも影響してか、事故の発生が非常に多いという区間になっておまして、そういったことの解消が課題となっております。

さらに前後区間が先ほど言いましたように、この図面でいくと右側が中津又工区ということで、この11月に改良が終わるということ、それから左側の五城目町側については、既に改良が終わっているということで、前後区間が改良済みで、この区間が残っているという状況でございます。

そこを計画としましては、図面の上に赤い線で示しているようなバイパス化を図ろうというものでございます。バイパス化を図ることで急カーブ、あるいは見通しが悪い区間の解消、それから狭い道路の拡幅で車両の通行の安全性を向上させようということを目的にしております。

また、バイパス化をすることで集落の中を通過していた通過交通を排除することで、沿線の安全性の向上を図ろうということを、狙いにしております。

それから、バイパス化に当たってのルートの方でございまして、基本的には集落を回避しつつも、利便性も考えまして、集落に近接したルートとしております。

なお、この図面の上側の方が北側になりますけれども、北側の方はちょっと見にくいのですが、山地になっておまして、その山側の方にバイパス化をすると非常に事業費も高むということで、現道の南側の田んぼの中になりますけれども、そういったところにバイパス化をするという計画にしております。

あと、この図面の左側の方に写真をつけて幾つか課題を示しておりますが、一番左下ですと、急カーブで見通しが悪い区間の存在ですとか、それから③番ですと、ちょっと見にくいのですが、後続車との距離が詰まって速度が低下するとか、あるいは④番目、カーブの部分で幅員が狭いこ

とも相まってトラックがセンターラインをはみ出して走っているという状況が伺えるかと思いません。

こういった課題が多い区間ということもありまして、今回、バイパス化の計画を立案するものでございます。

それで、1ページにまた、大変申し訳ないですが、戻っていただきたいと思えます。

1ページへ戻りまして、事業立案の背景は、先ほど口頭で説明したようなところがございまして、また、バイパス化の目的についても、ここに記載のとおりでございます。

また、次に一枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

それで、評価の内容でございますけれども、まず必要性の観点につきましては、先ほど説明しましたように、急カーブが5カ所ほど存在する。それに伴って非常に見通しが悪い区間があります。それから、大型車の通行が多くて、急カーブという要因もあってセンターラインをはみ出すというような車も多いということで、事故も大変多く発生しているということでございます。

それから、緊急性につきましては、先ほど言いましたように前後区間が改良済み、あるいは間もなく改良が終わるということで、一連の効果を発揮するために早期に改良する必要があると考えております。

また、有効性につきましては、この路線は第二次の緊急輸送道路に位置づけ、あるいは医療施設へのアクセスということでの機能を持った路線でございますので、改良することでの有効性があると考えております。

それから、効率性につきましては、費用便益ということで試算しますと、便益が1.2ということで効率性は高いという評価になっております。

それから、熟度ということでは、地元の町内会からの道路整備の要望が出ているということで、地元からも要望が大変強く出されているということでございます。

詳しいこの評定点の内容、項目については、3ページ目でございますけれども、全体の総合評価判定といたしましては、評定点のトータルが80点ということで、事業実施箇所としての優先度は、かなり高いということで事業をする必要があると考えております。

非常に駆け足で簡単でございますが、以上で説明を終わりたいと思えます。よろしくご審査くださいますよう、お願いいたします。

鑑（河川砂防課長）

次に、河川砂防課の事業についてご説明いたします。河川砂防課長の鑑でございます。よろしく申し上げます。

河川砂防課の事業は、1件だけでございますので、この1件についてご説明いたします。

インデックスの建一新4番目の通常砂防事業の比内沢沢でございます。

はじめに、前置きになりますけれども、県内の土石流危険溪流に対するハード事業の概成率をご紹介します。

平成26年度末、今年の3月末時点の土石流危険溪流は、全体で1,692カ所、これはハード対策で対策をとるべき箇所として挙げている箇所1,692カ所に対しまして、対策済みの溪流は276カ所、概成率と申しますけれども、16.3%となっております。それを受けまして、それでは事業の概要に移らせていただきます。

資料の5ページ、一番最後のA3版の資料をお開きください。

比内沢沢は、仙北市西木村の上桧木内地区に位置しまして、ちょうどこの図面の右上の方、田沢湖の左上の方になりますが、上桧木内地区に位置し、保全対象としましては、ここに書かれていますように人家が6戸、また、緊急輸送道路である県道上桧木内玉川線、あとそれと災害時の要配慮者利用施設であります保育園などがございます。

土石流の災害から民生の安定を図るために実施する工事は、砂防堰堤と砂防沈砂池の2箇所になります。この図の右下から左上の方に溪流が上流から下流へ流れていまして、一時的に下ってくる土石流に対して、この左上の上桧木内幼稚園とか書かれていますけれども、これについては堰堤で受ける形になります。また、溪流が左に曲がったような形になっておりますので、避け切れない土石流については、その下流の方に沈砂池を設けまして、沈砂池で下の下流の方の住家を保全するという内容でございます。

次に、評価調書について説明いたします。資料の1ページの方にお戻りください。

事業期間は平成28年度から平成31年度までの4年間を予定しております。事業費は2億5,000万円でございます。

事業の背景について説明いたします。

比内沢沢は、平成25年8月に土砂流出被害が発生しております。また、本溪流の流域内には、斜面勾配が非常に急で崩落土砂が堆積しているため、再び豪雨に見舞われた際には甚大な被害が発生する危険度が高く、早急な整備が必要とされてあるということで着手に準備しておりました。

先ほどのA3版の資料の方に戻ってみますと、この中の左上の写真が先ほど平成25年度の災害時の写真でございます。これによりまして左側の方に県道が見えますけれども、この県道が通行止めとなりまして、一日以上、住民の足が途絶えたということで、道路の沢の奥の方の住家の方々は足止めを一日以上、不便な生活を強いられたということでございます。

あと、右の方に溪流の荒廃の状況を写した写真がございます。このように大きな岩が点在する

のと、法面がこういうふうには山肌がむき出し状態になっておりまして、豪雨が降ると、またいづれ土石流が発生しやすい溪流ということになっております。

続きまして、一次評価の内容についてご説明いたします。2ページをお開きください。

必要性につきましては、保全対象となる人家や災害時の要配慮者利用施設、また、緊急輸送道路であります県道の重要性、さらには近年の全国的な土砂災害の多発による早急な対策の必要性を考慮しまして、高く評価しております。

緊急性につきましては、平成25年の土砂流出の災害の発生や崩落土砂の堆積状況を考慮して、高く評価しております。

有効性につきましては、施設の整備により、土石流災害から人命や財産が守られ、下流域の安全性が短期間に確保されることから、高いものと考えております。

効率性につきましては、費用便益比が3.93となっております。また、残存型枠の使用によるトータルコストの縮減等に努めることとしているため、高く評価しております。

地元の熟度につきましては、一昨年、平成25年の本地区における供養佛地区の災害を受けて、地元の方々の危機管理意識が非常に高まりを見せておることから、高く評価しております。

以上、すべての項目におきまして評価点が高く、合計点は87点となっております。県土の保全と防災力強化を推進する上で効果の大きい事業であると判断してございます。

以上、よろしくご審査の方、お願いいたします。

#### 松渕委員長

ありがとうございました。

ただいまの建設部所管の4件のうち2件について説明がありましたけれども、この2箇所に限らず4件の諮問箇所に対しまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

#### 井良沢委員

私は砂防が専門ですので、砂防の建一新4について、質問は1点だけさせていただいて、あとは意見ということになります。

最初は評価基準表で、いろいろな危険度ランクを判定されている中で、立木を評価されているのは非常にいいことだなというふうに思っています。想定される流出立木量、20m<sup>3</sup>以上と20m<sup>3</sup>未満ってどう決めたのかちょっとわからないのですが、最近、供養佛災害についても、土砂だけでなく立木が相当やはり被害を増大させていますので、秋田といたらやっぱり秋田杉で非常に有名なところで、最近、川とか溪流、すごくもうびっしり植えていますので、逆に水

気が多い川沿いほどよく木が育って、そこはまた一旦土石流等、流出する立木もたくさん出ますので、立木について、特に秋田県の場合は土砂プラス立木をこれから考慮されるということは非常にいいことだなと思っています。

ちょっと図面を見ますと、何か面白い流域だなと思ったのですが、土石流が流れ下って、途中で急に左、左岸の方に急カーブして、想定氾濫区域は2つ分かれていますのですが、多分屈曲するところのあたりで谷がちょっと掘れていて、だけでももともとは多分直進していたと思うのですが、何らかの理由で少し流れが今、南の方に流れ下ったのかなと思います。であれば、やはり屈曲するあたりというのは、また再度土石流が発生すると、直進して保育園のあたりに到達する危険性が高いと思いますので、逆に何か屈曲するあたりの何か監視というか、必要であれば護岸とかですね、導流堤とか、あとこの辺の河床が上昇していないかとか、そういう一つ何か監視機能が今後、堰堤とか沈砂池工ができて必要になる可能性があるなど。

あと、保育園についても、やはり災害時、要援護者、要配慮者利用施設ですので、砂防堰堤ができて決して安心ということではなくて、前に堰堤ができたからといっても必ずしも安心ではなくて、むしろ等高線のコンターを見ると、非常に逆に直進すると危ないところにあるような感じですので、そういう何かPRとかですね、県の職員さんがもしできたら出向いて少し説明していただくのもいいのかなと思います。

今のは意見になりますが、一点質問というのは、供養佛災害を受けてから土砂災害防止法の区域指定の方をどんどんやられていたと思うのですが、この地区での土砂法の指定の進捗状況について質問したいと思います。

鑑（河川砂防課長）

この地区については、実はまだ区域指定はされておられません。今年、年内はちょっと無理かと思うのですが、来年早々、来年度内にはと考えております。

ただ、法的な指定ではないのですが、供養佛の例の災害があつてから、とにかく本県は指定率が悪いということがありまして、特にこういう危険な溪流の近くに住んでおられる方々に説明会を開いて、ちゃんと危険を地元の方々が判断できるような、そういう対応をしなければならぬということに尽きまして、それについては昨年度末までに説明を終えておりましたけれども、その後、説明するだけではなく、本当に危険な地域には看板等を設置して、そこにおられる方が常にその看板に書かれている図面を見て判断できるような、その看板についても今年8月末までに1,700カ所になりますけれども設置しております。

そういう取り組みも進めている中で、警戒区域指定についても今盛んに進めている段階であり

まして、どうしても費用と人的パワーが必要なものですから、今後5年、今年も入れて5年ですけれども、平成31年までに警戒区域指定する目標でもって鋭意努力といたしますか、そうしなければならぬということで取り組んでおります。

#### 松淵委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

#### 徳重委員

すいません、建設部関係の道路課の3箇所について教えていただきたいのですが、3つ質問がありまして、1つ目は、第二次緊急輸送道路というのは、一次、二次、三次の違いというのは何が違うのでしょうか。

それから、2つ目ですが、国道101号、285号、それから秋田八郎潟線のB/Cについて、ご説明いただいた285号が3つのうち一番低いのですけれども、これは延長キロが長いからという理解でいいのでしょうか。

それから3つ目ですが、A3でいただいている一覧表を拝見すると、それぞれ評価内訳の必要性という構成のところを見ると、ご説明いただいた国道285号が少し低い点数になっているのですけれども、それは何か理由があるのでしょうか。

この3つの質問についてお願いします。

#### 佐藤（道路課長）

3点ご質問がありまして、緊急輸送道路の、まずその一次、二次の違いということですがけれども、基本的には拠点間を結ぶネットワークで、例えば旧市町村役場を結ぶところは一次とか二次とか、そういうふうな拠点の区分にしているのですけれども、詳細については後ほど確認してご説明したいと思います。それが一点。

それから、2点目の国道285号でB/Cが低いのはなぜかといったご質問かと思えますけれども、これは大きく2つがあると思います。

1つは、交通量が1番目の国道101号よりも若干少ないということが一つと、それから、この道路は今、そこそこのスピードで走れている、ところが、1番目とか2番目は非常にカーブもきつく、その部分で速度低下が著しく出ているという状況にあります。逆にバイパス化することで走行便益が、ほかよりも総体的にあまり上がらないといったところで、その2つの理由が相

まってB/Cが総体的に低くなっているというところがございます。

それから、3点目の必要性、有効性が国道285号で低いのはなぜかといったところですが、これも先ほどの調書のこの評価のポイントを見ていただきなのですが、例えば山内ですと勾配がきつい部分もあるけれども、2番目の国道285号の部分はあまり縦断勾配がきつい部分がない、カーブは多いけれども縦断勾配はきついところはないですとか、そういった個々の細かい部分の評価が積み上がって、結果としてそういった必要性、有効性の部分が総体的に少しですが低く出ているという状況でございます。

#### 徳重委員

ありがとうございます。

感覚的なことで申し訳ありません。国道101号も285号も、全て自分で運転したことがあるのですが、感覚的なことですが、その中で国道285号が一番運転しづらかった記憶があって、今のご説明だと旅行速度とかも関係してくるのでしょうか。

#### 佐藤（道路課長）

そうですね。B/Cについては旅行速度が低くて、それがバイパス化、あるいは道路改良することで、速度が例えば60キロぐらいでずっと走れるということになると、そのギャップで走行便益というのは上がってくるのですが、現状でそこそこのスピードで走れると、それが30キロ以下なのか、それよりも上なのかという程度はありますけども、少し違うだけで走行便益の評価に影響してくるといったところがあります。

それで、感覚的には確かに国道285号も、うねって大変走りにくい部分ではあるのですが、国道101号の竹生も前後区間がほぼ直線で、そこだけ急カーブが存在しているということで、交通の状況を見ると、やっぱりそこで速度低下が生じているという現状でもありますので、そういったところが反映されていると、ご理解いただければと思います。

#### 徳重委員

何が言いたかったんですが、結論としては、どれも必要だと、早急に解決していただきたいなと思っているのですが、なぜここまで差が出てくるのかなというのがちょっと疑問だったものですから。ここまでといっても2点分ぐらいですが、

あとは、B/Cの差が0.8ほどありますけど、逆に国道101号の方がすごく高いようにも思えるのですが、日平均の交通台数が6,700台と5,900台ですので、そんなに大

きな違いはなくて、そうすると旅行速度の距離のとり方などで変わってきたりするのかなとか、ちょっといろんなことを考えていたらわからなくなったものですから。

何か国道285号の方が、評価が低いような感じがしたので、両方とも緊急性というのは非常によく分かるのですけれども、そういうことでご質問を申し上げた次第です。

佐藤（道路課長）

事業費の方も国道285号の方が34億円と非常に大きくなっており、そこら辺も多少影響してくるところはあると思います。

それから、先ほど説明不足がありました緊急輸送道路、一次、二次という区分については、一次の緊急輸送道路は県庁と、それから旧市町村を結ぶネットワーク、それから二次については、旧市町村の役場を結ぶネットワークという位置づけで整理してございます。

松淵委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。ここで、込山委員から書面で意見をいただいていますので、読み上げたいと思います。

（込山委員の質問を代読）

建設部の内容について、2番の方ですけれども、新-1と新-2については、国道のつけ替えによる改善は道路交通の安全確保のため必要な事業と考えます。

その下に、一方、旧国道となる集落内の道路の除雪などで市町村の新たな負担増加となることは考えられないか。あるいは、適切な範囲で必要のない道路を廃止するのか。県としてこうした事業を進めるにあたり、将来的に地域内の道路の維持負担を市町村と連携して、どう考えていくのかを知りたいというご意見ありますが、ここについてご回答いただけますでしょうか。

佐藤（道路課長）

まず1点目、今回、事業に伴って発生すると想定される旧道に対してという観点からお答えしたいと思います。

今回のようにバイパス化に伴って旧道が発生する場合、一つの考え方として、旧道になる道路のその必要性、必要か否かという部分の判断になるかと思います。まず、今回の2つの箇所、3つあるうち、2つの箇所がバイパス化でございますけれども、その2つとも旧道の沿線に集落、住宅がございますので、そういった観点から言うと、道路をバイパス化しても住宅、集落の利用

の密接な、いわゆる生活道路としての機能が残るだろうと考えています。そういったことで、生活道路としての性格に応じた維持管理が必要になってくるのではないかと思います。

ただ、こういったものについては、ご承知のとおり、やはり市町村の方といろいろ、協議をしていますけれども、今後協議を進めながら、その路線の必要性、あるいは維持管理についていろいろ相談しながら決めていくということが一般的な対応になります。

その中で、この部分についてはやはり生活道路としても不要という判断、あるいは地元との合意形成がなされれば、一般論としては、そういうふうには部分的に使わないで廃道ということもあり得るかと思います。いずれにしても、まだ、これから市町村の方と相談、話を進めていく状況なので、それについては具体的にはこれからということでございます。

加えて、さらに一般論でございますけれども、多分このご質問の背景は、人口減少が進む中でどんどんものを抱えていくと、やっぱり維持管理の面が大変じゃないかというご質問かと思えます。その認識としては全く同じ認識でございまして、特に市町村の方は人口減少が著しい地域も抱えていますので、課題としては非常に大きいかと思えます。県の場合は、比較的そういう幹線的なネットワークを持っていますので、そういった影響というのは総体的に少ないということは理解していますけれども、市町村の方で大変大きな問題と認識しています。

そのために、今、県と市町村の方で人口減少社会におけるあり方研究会ということで、その一つのセクションとして道路橋梁等の維持管理に関する部会を設けましていろいろ検討しているところであります。その中での一つのテーマとして、やはり人口が減っていく中で、こういった道路ストックをどうやって維持していくか、場合によっては統廃合まで踏み込んで考えていかなきゃいけないんじゃないかという問題意識で、そこら辺を今、市町村といろいろ勉強しているところでございます。まだ具体的にどうこうという方向性が出ているものではないですけれども、今後もそういったことについて検討していく予定にしております。以上です。

#### 松渕委員長

この道路の除雪などで市町村の新たな負担増加となることは考えられないか、ここはどうなのでしょう。

#### 佐藤（道路課長）

仮に市町村にその区間が移管されれば、市町村では当然冬場の利用の確保のために除雪もしなければいけないということで、そのような話は出てくると思います。そういったことは、市町村が管理する路線延長が延びてくるわけです。それに伴って国からの交付税措置がなされる

という部分もありますので、丸々市町村の持ち出し負担が増えるということではなくて、そういった維持管理に関する交付税措置がある程度なされるといったところもあり、全てではないですけれども、カバーされる部分は出てくるというふうに理解しております。

#### 松渕委員長

ほかにございませんでしょうか。

平成26年度は、除雪費が143億円、秋田県全体でかかっていますよね。これがまた増えるということになれば、大変なことになるのでしょうか。一方で、それ以上の利便性が高まるということなので、それはそれでいいことだと思うのですけれども。

そうしますと、全体を通してということで、また込山委員から農林水産部の事業についてというご意見ありますので、読み上げさせていただきます。

(込山委員の質問を代読)

各事業とも、ほ場整備による効率化、また、その必要性等について具体的に示されており、評価すべき内容であると考えます。特に戦略作物がより具体的に示されていることや加工品の開発、農業以外の事業との連携など、高付加価値化が示されている事業があり、特に高く評価すべきであると考えます。

ご質問が下にありますけれども、これは先ほどの皆さんのご意見の中でお答えいただいたということで、ちょっと割愛させていただきたいと思います。

ということで、ほかにご意見等ございませんでしょうか。

では、意見が出そろったということで、委員会としての意見を集約したいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日出ました各委員の意見を、今後の業務を行う上での参考としていただくものということを前提としまして、県の評価を妥当と認め、県の対応方針を「可」と決定してよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

#### 松渕委員長

ありがとうございます。それでは、県の対応方針を「可」とするものと決定させていただきます。それでは、以上で審査を終わります。大変ご協力ありがとうございました。